

新型コロナウイルス感染症に対する 緊急事態宣言解除後の健診等の取扱いについて

政府は、令和3年1月7日に発出していた新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言について、3月21日で解除したところです。

当センターにおきましては、引き続き、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関係団体が策定の感染症対策に基づき、下記のとおり徹底した感染拡大防止対策を講じるとともに、3密（密閉・密集・密接）を回避した環境により、受診者の皆様の健康と安心を確保したうえで、健診事業を実施して参ります。

なお、当センターへの電話による照会については、午前8時30分から午後4時30分までとなりますのでよろしくお願い致します

皆様には、ご不便をおかけすることもございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【主な感染拡大防止対策】

- 受診を見合わせていただく受診者様の要件（別添）の徹底
- 受診当日の受診者様全員の検温の実施及びマスクの着用
- 職員スタッフのマスク等の着用及び体調管理の徹底
- センター内の定期的な換気、消毒及び衛生管理の徹底
- 受診者様・更衣室等の人数制限、待合スペース等における間隔の確保等
- 一部検査の中止（肺機能検査、胃内視鏡検査）
- 人間ドックにおける当日結果説明の中止（後日結果郵送）
- 人間ドック受診者様へのお弁当提供の中止

※ 上記対応に変更等があった際には、別途、ホームページ等でお知らせさせていただきます。

(別添)

受診を見合わせていただく受診者様の要件

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、次の方は受診をお断りしておりますので、ご体調回復後に受診ください。

- ①いわゆる風邪症状が持続している方
- ②発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。)、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ③過去 2 週間以内に発熱(平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。)のあった方
- ④2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方(及びそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方)
- ⑤2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者(同居者・職場内での発熱含む)との接触歴がある方
- ⑥新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内(自主待機も含む)の方